

農地転用届出(4条・5条)に必要な添付書類

国分寺市農業委員会

1. 手続きの流れ

(1)届出書と必要書類を農業委員会へ提出。(郵送での受付は行っておりません。)

(2)農業委員会で届出内容を確認。

②記載内容に不備がなく、添付書類が全てそろっている場合のみ受理します。

②転用計画(目的・用途等)が確定していないと届出することができません。「住宅用地」「駐車場用地」等、転用目的を明確にしてください。単なる「地目変更」や「所有者変更」といった内容では受理できません。

(3)届出後、事務局にて現地を確認。

(4)届出内容に不備が無ければ、受理通知書を発行。

②受理通知書は原則として受付後2週間以内に交付します。

(5)届出者が受理通知書を受領。(本人確認書類を御持参ください。)

2-1. 届出に必要な書類

		必要書類	注意事項等
1	☐	農地転用届出書	4条の届出者、5条の譲受人・譲渡人が複数いる場合は、全員の自署。自署できない場合は記名押印。
2	☐	土地の登記事項証明書 (原本)	全部事項証明書に限る。発行から3か月以内のもので最新のもの。インターネットでの取得は不可。
3	☐	案内図	住宅地図のコピー等。 申請地を朱色で囲んでください。
4	☐	公図の写し	法務局、または市の課税課等で取得。 発行から3か月以内のもので最新のもの。インターネットでの取得は不可。申請地を朱色で囲んでください。
5	☐	※法人の履歴事項全部証明書 (原本)	届出人が法人の場合。法人の名称、所在地、業務内容、代表者氏名(届出人)が確認できる登記簿謄本。
6	☐	※委任状→4条の届出者・5条の譲渡人以外の者が手続きをする場合。	委任状は必ず委任者本人が自署。自署できない場合は記名・押印。

※その他必要と認められる書類の例があります。(次ページ参照)

2-2. その他、特別な事情がある場合の添付書類。(通常必要となる添付書類に加えてください)
事前に農業委員会事務局までご相談ください。

	事 例		追加書類
1	土地所有者が複数(共有名義)の場合	☐	「共有者全員の署名」による届け出。 自署できない場合は記名・押印。
2	一筆の内、一部を転用する場合	☐	転用部分の場所、面積を特定した「実測図」を添付。※5条転用は所有権移転登記をするため、分筆後をお勧めします。
3	届出者の現住所と土地の全部事項証明書(土地の登記簿謄本)の所有権者欄の住所が異なる場合	☐	転居の異動がわかるもの。前住所地が記載されている「住民票」、または「戸籍の附票」等を添付。
4	遺産分割協議が済んでいる場合 (相続登記が済んでいない) →土地の権利者となった者が届出	☐ ☐ ☐	「遺産分割協議書」の写し 「相続人関係図」 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本、全部事項証明、並びに相続人の全部事項証明等(相続人全員を確認)
5	届出者が未成年者の場合 →親権者の氏名、住所で申請	☐	親権者(未成年後見人)であることを証明する「戸籍謄本」、「住民票」等を添付。
6	成年後見制度を適用している場合 →成年後見人の氏名、住所で申請	☐	法務局が発行する「成年後見登記の登記事項証明書」等を添付。

国分寺市農業委員会事務局
TEL 042-312-8612